

別紙

～静岡県建設業許可申請書等閲覧所の事前予約制について～

新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策として、令和2年6月15日から  
当面の間、建設業許可申請書等閲覧所の閲覧を下記のとおり取り扱うことと  
します。

記

○閲覧方法：事前予約による時間帯ごとの入れ替え制をとります。

予約した閲覧時間に御来室いただき、閲覧所内にある予約簿に  
閲覧開始時間を御記入ください。

閲覧が終了しましたら、予約簿に閲覧終了時間を記入し、退出  
してください。

○予約時間帯：閲覧時間帯を下表のとおり4分割します。

閲覧時間帯	①	午前9時 ～ 午前10時20分
	②	午前10時40分 ～ 午前12時
	③	午後1時 ～ 午後2時20分
	④	午後2時40分 ～ 午後4時

※ 同じ日に予約できるのは、一人一コマまでです。

※ 各時間帯の空き時間は、入れ替えの準備及び書類整理等を行います。

○予約者数：同じ時間帯の予約者数は、**最大5名**までです。

○予約方法：建設業課許可班に、お電話等で「お名前、閲覧日及び  
閲覧する時間帯」を伝え御予約してください（建設業課窓口  
でも予約を受付けます。）。

※ 2週間先まで予約可能です。

※ このお知らせ発出時点から予約を受け付けます。

担 当：交通基盤部建設経済局建設業課許可班
住 所：静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁本館2階
T E L：054-221-3058、2507
メ ー ル：kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp